# 消費税改正の豆知識

#### はじめに、消費税増税の時期は?

平成26年4月以降・・・消費税率8%

平成27年10月以降

・・・消費税率10%

#### Q1.請負契約の消費税率はいつの時点が基準か?

・物の引渡を要する請負契約

■ 目的の全てを完成して引渡した日

・物の引渡を要さない請負契約

かした役務の全てを提供を完了した日

### Q2.具体的な経過措置は?

建物の引渡しが平成26年4月以降(8%に改正)になっても

平成25年9月30日までに契約締結



建物の引渡しが平成27年10月以降(10%に改正)になっても

平成27年3月31日までに契約締結

消費税率8%

つまり・・・ ポイントは経過措置

	<u>:</u>	平成25年	F		平成26年				消費税率は?
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5% or 8%
	契約			工事期間	1		引渡		消費税5%
	契約			工事	期間	明間			消費税5%
		契約		工事	期間		引渡		消費税5%
		契約			工事期間	事期間			消費税8%
	契約	内容 変更		工事	期間		引渡		消費税5%
	契約	内容	工事期間					引渡	9月時点での代金額:5%
	关利	変更				ij			増額した代金額:8%

## Q3.外構工事の請負契約やリフォーム契約の取扱いは?

・外構工事の請負契約やリフォーム契約も、請負契約に含まれると考えられます 平成25年9月末日までに契約を締結すれば平成26年4月以降に目的物を 引渡すことになっても、消費税は5%の適用になると思われます。